南関町立学校のあり方に関する答申

令和８年２月

南関町立学校のあり方検討委員会

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

2. 検討の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

3. 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

4. 各論

4-1. 豊かな心と確かな学力を身に付け、心身共にたくましい子どもたちの将来像について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

4-2. 南関町立小学校の適正規模・適正配置について・・・・・・・・P6

4-3. 南関町学校教育の特質を生かした小中連携した教育について・P8

4-4. 地域における小学校の役割について ・・・・・・・・・・・・・P12

4-5. これらに伴う様々な課題改善について ・・・・・・・・・・・・P13

5. おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14

6. 資料編

（1）南関町立学校のあり方検討委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・P15
（2）会議、視察研修経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16
（3）南関町の学校の在り方に関するアンケート調査報告書・・・・・・・・別紙
（4）「未来の学校」に関する出前講座意見集計表 ・・・・・・・・・・・・別紙

1. はじめに

南関町教育委員会より、「南関町立学校のあり方検討委員会設置条例（令和６年条例第 18 号)」第２条の規定に基づき、町の教育環境の在り方について諮問を受けたことを受け、当検討委員会では令和６年 11 月から検討を開始し、本町の出生数や児童数の減少による学校規模、学級編制の課題、子どもたちの望ましい教育環境への影響等について検討協議を重ね、答申としてここに取りまとめました。

本答申は、町の教育大綱基本方針および第７次南関町総合振興計画に掲げる「新しい空間と暮らしの中で、あらゆる挑戦を支える町なんかん」の理念を踏まえ、今後の学校教育の方向性を示すものです。

2. 検討の経過

当検討委員会では、令和６年度から令和７年度にかけて、以下の検討を実施しました。

第１回委員会（令和６年 11 月 13 日）
第２回委員会（令和７年２月 19 日）
第３回委員会（令和７年６月 17 日）
視察研修：八女市教育委員会、八女市立みさき学園（令和７年９月 24 日）
第４回委員会（令和７年９月 24 日）
第５回検討委員会（令和７年 11 月 19 日）
第６回検討委員会（令和８年２月６日）

これらの会議および先進地への視察を通じて、委員間での意見交換、資料検討、先進事例の研究を行い、南関町における学校教育の課題と可能性について多角的に検討と熟議を重ねました。

3. 総論

現在、南関町を含む全国的な少子高齢化の進展により、児童生徒数の減少が顕著となり、学校規模や学級編制に関する課題が顕在化しています。また、国の教育制度改革により、小中一貫教育や学習指導要領の改訂が進み、教育環境は大きく変化しています。

町の現状、検討委員の意見、学校の在り方に関するアンケート調査（令和５年 11 月実施、以下、「アンケート調査」という。）等、これらの状況を踏まえ、当検討委員会では、南関町における学校の統合の方向性として「義務教育学校」の設置を基本方針とし、通学手段としてのスクールバス等の整備、学校給食センターの併設（自校給食）を含めたより良い教育環境の再構築を提言するものです。

4. 各論

4-1. 豊かな心と確かな学力を身に付け、心身共にたくましい子どもたちの将来像について

ア）自ら課題を見つけ、主体的に学び、協働して解決できる力を育む
イ）地域や社会に貢献する志を持ち、豊かな心と確かな学力を備えた人材の育成
ウ）健やかな心身の育成

本町では、教育大綱理念『～町づくりは人づくりから～ 「夢・絆・挑戦」』に基づき、南関町に生まれ、育ち、南関町の小中学校で学んでよかったと思える学校教育を推進することにより、①町を誇りに思い、ふるさとを愛する子ども、②明るくたくましく、元気にあいさつできる子ども、③思いやりの心をもち、自分の考えを伝えられる子ども、④夢に向かって、自ら学び挑戦する子ども、これらの子どもの将来像を目指して、各学校への学校改革、授業改革の方向性の提示と各小中学校の特性を活かした取り組みの支援を実施しているところです。

今日の少子高齢化や情報化社会の急速な進展の中で、これからの未来社会に生きる子どもたちが、自らの可能性を見出し、生きる力を体得していくためには学校教育のあり方が大きな課題となります。

子どもたちの日々の教育活動を充実させるためには、子どもたちが、自らの可能性を見出し、生きる力を伸ばす教育力が重要です。子どもたちは集団の中で切磋琢磨してコミュニケーション力を身に付けると共に、教科学習において体験活動や ICT を活用した探究的学習を通じた多様な学びにより、生きてはたらく確かな学力と豊かな心の醸成が実現していきます。

従来の学習指導方法を見直し、学ぶ主体である子どもの探究的学習を通じて、確か

な学力とたくましく生きる力を育成していく義務教育への探究が不可欠な課題です。

健やかな体の育成については、体育の時間をはじめ、体育行事、中学校部活動、地域スポーツ活動等を通じて積極的に運動に親しむ環境の整備が必要です。

また、健全な心身の発育の基盤となる食育については、食農指導や地産地消を推進し、バランスがよく、充実した給食の提供と食習慣を形成することが重要です。

令和7年度　**南関町学校教育基本方針構想**

『熊本の心』＝　助け合い・励ましあい・志高く　　『玉名の教育』＝　夢・挑戦・感謝

町教育大綱　　理念　～ 町づくりは人づくりから　～

基本方針　「豊かな心と確かな学力を身につけ、心身共にたくましい児童生徒の育成を図る」

南関町で育てたい資質・能力：南関町を愛する心⇒【自立する力　絆を形成する力　夢を創造する力⇒難関突破力

『　夢・絆・挑戦　』

重点努力事項

（1）児童生徒の命の尊厳を基盤に、自他の命を大切にする教育に努めます。

（2）学校評価等を工夫し、PDCAサイクルによる学校運営・業務改善を図り、質の高い教育の提供に努めます。

（3）特別支援教育の視点に立ち個に応じた学習支援を行い、すべての児童生徒の学力を保障します。

（4）道徳教育の充実により、郷土愛を育み豊かな心と思いやりのある人間性の育成に努めます。

（5）幼児期から中学校までの体力の向上をめざし、健康な身体とたくましい精神力の育成に努めます。

（6）健全な心身の発育の基盤となる食育を、食農指導や地産地消の奨励により充実させます。

（7）幼保小中連携のもと、「めざす南関町の子ども像」の共有に努め、その実現に向けた教育活動を推進します。

（8）学校運営協議会等の五者連携・協働など社会に開かれた教育課程を通して、キャリア教育の充実に努めます。

（9）学校環境と施設設備の整備を図り、学ぶ意欲のわく学校づくりに努めます。

（10）「熊本の学び」の推進・ICT活用、教育支援員配置等を通して、児童生徒の確かな学力の向上に努めます。

（11）グローバルな視点を育てる英語教育の充実に努めます。

重点事業：Society5.0 に向けた新しい学校教育の創造

重点取組

ICT の日常的な活用による質の高い教育の提供	小規模校のメリットを生かした小小連携、小中一貫した教育活動の工夫・充実
『デジタルとアナログの融合による協働的な学びと個別最適な学びの追究と定着確認の徹底』 ①学力向上研究協議会の一層の役割充実 ②学力向上研究指定推進校の研究成果の共有による授業改善(一小・南関中) ③ＩＣＴを活用し、振り返り・定着確認まで含めた 45 分(50 分)完結授業による確かな学力の向上 ④授業と家庭学習の接続による主体的学習の習慣化	**『義務教育９年間を見通した教育活動の工夫』** ①小学校教科担任推進教諭の効果的な活用による指導の充実（理科・英語・算数） ②遠隔・合同授業による小規模校デメリットの最小化 ③小中学生の交流による目指す子ども像共有化 ④出前授業や中学生の体験講話などによる中１ギャップの縮小
コミュニティ・スクール（ＣＳ）と地域学校協働活動の一体的促進	**特別な支援を必要とする子どもへの対応充実**
『地域に根差す児童生徒の育成』 ①ＣＳを核に児童生徒主体の企画・運営の工夫によるキャリア教育の一層の充実 ②総合的な学習の時間等での児童生徒による情報発信や地域体験活動の工夫・充実	『子どもに寄り添う支援体制 ①教育支援センター（校内外）による不登校児童生徒等への支援体制の充実 ②通級指導教室（小中学校巡回方式）による特別な支援を必要とする児童生徒への指導充実

令和７年度　南関町学力向上研究協議会の研究構想

めざす南関町の子ども像

１ 町を誇りに思い、ふるさとを愛する子ども
２ 明るくたくましく、元気にあいさつできる子ども
３ 思いやりの心を持ち、自分の考えを伝えられる子ども
４ 夢に向かって、自ら学び挑戦する子ども

育てたい資質・能力

難関突破力

自律する力　絆を形成する力　夢を創造する力

南関町を愛する心

Society5.0に向けた新しい学校教育の創造

GIGAｽｸｰﾙ構想のもと、自己選択・決定・自己調整力を発揮した学びで資質・能力獲得を確実に推進

町研究指定推進校

令和６・７年度指定
南関第一小学校
研究発表会実施（指定校２年目）

令和７・８年度指定
南関中学校
中間報告会実施（指定校１年目）

各小学校 南関中学校

獲得をめざす資質・能力の共有
校内研究を中核とした授業改革
及び学校改革の取組推進

生活リズム向上　家庭教育支援
研究授業、研究会の充実・公開
カリキュラム・マネジメント推進

熊本県＜誰一人取り残すことなく、最大限の学びを保障するために、児童生徒を学びの主体にする授業を目指す＞

南関町学力向上研究協議会

１ 自己選択・決定・調整に基づき、資質・能力獲得へ向かう授業（学習）を全学級で実現

主体的・協働的な学び
・主体的学びに誘う導入及び見方・考え方を働かせた見通し
・教師は学びの場と手段の確保
・児童生徒の自己選択・決定による主体的・協働的な学びの調整

個別最適の学び
・個性に配慮した指導の個別化
・多様な学習方法の設定・確保
・児童生徒は学び方を自己選択・決定→学習の個性化へ（調整）
・家庭学習も自己選択・決定・調整

ｺﾞｰﾙ設定・定着確認・評価
・終末（ゴールイメージ）を児童生徒の姿で設定・明確化
・ゴール到達に向けた授業構築
・ゴール時の姿で達成状況評価
・達成状況に応じ定着確認徹底

２「子どものためのツール」タブレット端末及び教育データの利活用推進
□学習時の「思考」「協働」「学習の最適化」「情報収集・発信」などで個々の児童生徒の判断による利活用
□持ち帰りを前提に、自己選択・決定・調整による家庭学習と宿題の複合的実施
□学習ログ等教育データの電子化と見える化・一元化→指導の充実や教務、校務の効率化へ

３ 支え合う温かな学級風土、学びに向かう集団の形成を全学級で実現・可視化・推進
□子ども同士、子どもと教師の相互尊重・信頼関係を基礎に、よりよい生活・学習集団を形成
□児童生徒主体による学級風土形成を全学級で実現　□学級ｱﾝｹｰﾄなど、PDCAと可視化の取組を推進
□陽だまりルームとの連携による登校復帰支援　□通級学級（巡回）との連携による児童生徒支援

４ 資質・能力の獲得に向かうCS、地域連動型カリキュラム・マネジメントの積極推進
□授業・特活・行事・総合的な学習の時間等、学校教育全体を目指す資質・能力獲得へ組織化・一体化
□単位授業時間や週時程の見直しによる児童生徒が自己選択・決定・調整して活動する場確保と実践へ
□児童生徒の発想・企画・運営による地域に根差した総合的な学習の時間の取組や行事等の実施
□CS及び地域学校協働活動の支援を受けてカリキュラム実践→児童生徒の参画・貢献で地域の発展へ

玉名荒尾地区学力向上対策委員会

共通実践事項

南関町の子どもたちの「育ちのものさし」

家庭学習の手引き

小・中の連携
■ノーメディアデーの取組　■出前授業の取組
■学習規律の共通実践「学習の達人」「勉強の名人」　■春休みの課題の取組
■自主学習ノートの取組

キャリア・パスポート活用による学びの基盤づくりと学びの動機付けの工夫

１ 子どもの居場所づくり推進テーブルの取組徹底（人間関係・信頼関係づくりなど）
２ 学びの基盤となり、キャリア教育の要としての特別活動の一層の充実
３ 「考え、議論する」道徳授業の充実

4-2. 南関町立小学校の適正規模・適正配置について

ア）小学校統合による小学校の適正規模化
イ）通学距離の拡大に対応するスクールバスの整備
ウ）統合実行委員会の速やかな設置

学校の適正規模・適正配置については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 41 条及び第 79 条に定められており、小・中学校の学校規模（学級数）については、12 学級以上 18 学級以下が標準とされています。

本町においては、児童数の減少に伴い、全小学校が特別支援学級を除き６学級以下となっており、南関第二小学校においては複式学級が２学級あるため、４学級しかありません。

児童生徒が集団生活の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要であることから、小学校統合により一定の規模を確保する必要があり、小学校の統合については、今後も児童数が減少する見込みがあるため、４校すべての小学校の統合を早急に行う必要があると考えます。

また、小学校の統合については、その設置場所により、通学距離が大幅に遠くなる児童のために、スクールバス導入等による通学手段の確保が必要と考えます。

さらに、小学校の統合は、将来を見据えた持続可能な学校運営とより良い学びの場の確保を目的とした重要な取り組みとなります。

このような大きな変化を円滑かつ着実に進めるためには、関係者が共通の認識を持ち、計画的に準備を進めることが不可欠です。

そのためには、保護者、地域住民、学校関係者、教育委員会など、さまざまな立場の意見を集約し、協議・調整を行う場としての「学校統合実行委員会」の設置が急務と考えます。

◆【南関町の児童・生徒数の現状】R7.5.1 現在

校　名 / 児童数	一小	二小	三小	四小	合計
１年	19	11	17	16	63
２年	29	6	16	9	60
３年	22	8	13	17	60
４年	20	9	22	11	62
５年	24	3	20	13	60
６年	19	17	13	16	65
合計	133	54	101	82	370
学級数	8（2）	6（2）	8（2）	8（2）	30（8）

※学級数（）については、特別支援学級数
※色付部については、複式学級

◆【今後の入学予定者数】R8.1.31 現在　学区別児童生徒数調べ

校　名	一小			二小			三小			四小			合計		
児童数	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	合計
R8入学予定	6	6	12	1	7	8	8	7	15	3	10	13	18	30	48
R9入学予定	9	4	13	3	6	9	10	3	13	5	7	12	27	20	47
R10入学予定	4	4	8	6	9	15	6	4	10	7	2	9	23	19	42
R11入学予定	7	5	12	2	7	9	2	5	7	3	4	7	14	21	35
R12入学予定	8	6	14	4	3	7	5	5	10	7	9	16	24	23	47
R13入学予定	2	3	5	2	0	2	5	3	8	4	3	7	13	9	22
合計	36	28	64	18	32	50	36	27	63	29	35	64	119	122	241

4-3. 南関町学校教育の特質を生かした小中連携した教育について

ア）小学校から中学校までの一貫した教育を行うための義務教育学校の設置
イ）ICT 活用、探究的学習、体験活動を通じた多様な学びの保障
ウ）小中教員の協働による授業改善と校内研修の充実
エ）発達段階に応じた支援体制の構築と心理的移行支援

本町では、小学校専科教員（算数、理科、英語）の配置、巡回型通級指導教室の実施、少人数指導教員の配置、小中学生の交流等、小小、小中の連携した教育に取り組んでいます。

しかし、今後も児童・生徒数の減少が見込まれるため、併せて各学校の教職員数、保護者数の減少が見込まれます。これにより、学校行事運営が困難になるだけでなく、教育活動の制限や専科教員の減少による子どもの学力の保障にも影響を及ぼすことが懸念されます。また、小学校に比べ、中学校に不登校または不登校傾向者が多い、いわゆる『中１ギャップ』が課題となっています。

これらの課題を解決するために、小学校のみではなく、中学校を含めたスムーズな連絡が必要であり、小中学校を統合して義務教育学校となることで、特色ある教育課程の編成や義務教育課程期間（９年間）の一貫性を持った教育活動が可能となります。

中学校教員が小学生に授業を行う教科担任制の導入による専門的な指導の充実、中学校教員との連携による小学校教員の教材研究時間の確保、小学生と一緒に生活することで中学生の規範意識の向上、一貫した教育課程編成による『中１ギャップ』の解消と不登校の未然防止、小中学校間の情報共有による発達段階に応じた個別の支援の拡充を期待することができます。

また、ICT の効果的な活用、探究的な学びの推進、そして体験活動の充実は、学びの多様性を保障するための重要な柱となります。

ICT、探究、体験という多様なアプローチを組み合わせることで、すべての児童生徒が自らの学びに主体的に関わり、多様な価値観や生き方に触れる機会を工夫することができます。義務教育学校は、こうした多様な学びを一貫して保障する場として、今後ますます重要な役割を担っていくものと考えます。

義務教育学校とは

「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育９年間の学校教育目標を設定し、９年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。

この制度は、平成２８年の学校教育法の改正によって新設された学校教育制度です。義務教育学校は、この１０年間程で約２６０校が新設され、年々増加しています。熊本県でも、すでに阿蘇地方や球磨地方で計４校設置されています。

修業年限は９年ですが、転出入する児童生徒への配慮等から，前期６年と後期３年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。また、９年の課程が小学校相当の前期６年、中学校相当の後期３年に区分されていますが、１年生から９年生までの児童生徒が１つの学校に通うという特質を生かして、９年間の教育課程において「４―３―２」や「５―４」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります。

教員の免許状については，小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができることとされています。

義務教育学校のメリット、想定される課題と対策

○メリット

① 多様な異学年交流の活発化
② より多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保
③ 中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化
④ 中１ギャップの解消
⑤ 独自の教育課程を編成することができる

○想定される課題と対策

① 一貫教育を行うことにより、子どもたちの人間関係や相互の評価が固定化されるのではないか

→ 小学校段階と中学校段階の９年間をひとまとまりとして捉え、一定の児童生徒数を確保するとともに、児童生徒にかかわる教職員の数を増やすことで、児童生徒や教職員と関わる機会を増大させ、集団性、社会性を育成する機会を確保する取り組みが可能となります。

② 小・中学校がつながることで、小学校高学年におけるリーダー性の育成が阻害されるのではないか

→ 従来の小学校６年、中学校３年だけでなく、学年段階の区切りの工夫によってリーダー性の育成を図ることができると考えられます。
(6→3 ではなく、4→3→2、5→4 等の区切が可能)
このことは、中１ギャップの解消につながっていくことも期待できます。

③ 転出入する児童生徒への対応をどうするのか

→ 指導要録に、当該児童生徒が先取りして学習した事項や学習しなかった事項等

を具体的に記載するなど、通常の教育課程との違いを具体的に分かりやすく示した資料をあらかじめ備えておくことで対応可能です。

④ 教員の多忙化・多忙感や小中合同の研修の時間の確保をどうするのか

→ 導入当初は、教員が戸惑いや取り組みに慣れるまでに時間がかかることも想定されますが、教員の配置を工夫することで、業務の効率化を図ることも考えられます。例えば、小学校と中学校それぞれで任命してきた校務分掌の見直しや総括担当の副校長又は教頭の定数を振り替えて、専科指導にあてることで小・中学校段階の双方にまたがった指導を行うことができます。

◆小中学校統合（義務教育学校の設置提案）に至るまでの主な経緯

本町においては、少子高齢化の進展や地域社会の変化に伴い、将来にわたって持続可能で質の高い教育環境を確保することが喫緊の課題となっております。こうした状況を踏まえ、まず、今後の小学校について、現状維持とするのか、統合とするのかの検討を行いました。今後の児童数の推移、統合に関するメリット、デメリットを検討した結果、小学校の統合については、「やむを得ない」との判断に至りました。

また、中学生も生徒数の減少が見込まれ、南関町の特色を活かした教育活動を行い、『中１ギャップ』の未然防止やその解消を図るためには、小学校だけでなく、中学校も含めた義務教育９年間を見通した統合の必要性について検討することとなりました。

小学校の統合及び中学校を含めた統合については、小中一貫校または義務教育学校としての統合が想定されたため、小学校のみの統合、小中一貫校としての統合、義務教育学校としての統合経験がある、八女市教育委員会を視察研修先として選定し、現地視察を行いました。

視察研修後に、会議を開催した結果、義務教育学校としての統合が望ましいとの結論に至りました。

また、義務教育学校の設置場所については、南関中学校に小学校を増築する案、南関第一小学校に中学校を増築する案などが意見として出されました。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">義務教育学校</td><td colspan="2">小中一貫型小学校・中学校</td></tr>
<tr><td>中学校併設型小学校
小学校併設型中学校</td><td>中学校連携型小学校
小学校連携型中学校</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置者</td><td>―</td><td>同一の設置者</td><td>異なる設置者</td></tr>
<tr><td colspan="2">修業年限</td><td>９年
（前期課程６年＋後期課程３年）</td><td colspan="2">小学校６年、中学校３年</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">組織・運営</td><td rowspan="2">一人の校長、一つの教職員組織</td><td colspan="2">それぞれの学校に校長、教職員組織</td></tr>
<tr><td>小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件
①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する
②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする
③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる</td><td>中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許</td><td>原則小学校・中学校の両免許状を併有
※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能</td><td colspan="2">所属する学校の免許状を保有していること</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育課程</td><td colspan="3">・９年間の教育目標の設定
・９年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育課程の特例</td><td>一貫教育に必要な独自教科の設定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>指導内容の入替え・移行</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設形態</td><td colspan="3">施設一体型 ・ 施設隣接型 ・ 施設分離型</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置基準</td><td>前期課程は小学校設置基準、
後期課程は中学校設置基準を準用</td><td colspan="2">小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準規模</td><td>18 学級以上 27 学級以下</td><td colspan="2">小学校、中学校それぞれ 12 学級以上 18 学級以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">通学距離</td><td>おおむね 6㎞ 以内</td><td colspan="2">小学校はおおむね 4㎞ 以内、中学校はおおむね 6㎞ 以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置手続き</td><td>市町村の条例</td><td colspan="2">市町村教育委員会の規則等</td></tr>
</table>

出典：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」より抜粋

4-4. 地域における小学校の役割(新しい学校に負託される機能)について

ア）学校を防災拠点、地域の交流の拠点として位置づける
イ）地域人材の教育活動への参画促進
ウ）地域行事との連携による郷土愛の醸成

現在ある町内すべての学校は、南関町地域防災計画において、指定避難所兼指定緊急避難所（※１）として指定されており、大規模災害等の長期間にわたる災害が発生した場合は、防災拠点としての重要な施設となっています。

また、学校は、子どもの教育の場だけでなく、地域のシンボル・交流の拠点として機能しており、各学校において、どんどや等の地域行事も開催されており、アンケート調査結果によると、地域住民、小中学校教員ともに、地域における学校の役割として考えられているのは、①避難所など、地域の防災拠点であること、②子どもたちとの交流ができる施設であることとなっています。

地域人材の教育活動への参画については、地域学校協働活動事業（学校応援団事業）により、総合的な学習の時間をはじめとした学習活動の中で、多くの地域住民が子どもたちと関わりを持っています。この取り組みは、子どもたちの郷土愛や自己肯定感を育み人材育成につながるため、今後も継続していくことが重要です。

以上のことから、学校を防災拠点及び地域の交流の拠点として位置づけ、統合され新たな学校となる施設だけでなく、統合により学校として利用されなくなる施設についても、有効に活用できるように管理活用については、地域住民との十分な意見交換が必要と考えます。

※１指定避難所兼指定緊急避難所とは・・・

災害によって避難生活を余儀なくされる場合に、一定期間の避難生活を行う避難所（出典：南関町地域防災計画（資料編））

4-5. これらに伴う様々な課題改善について

今後、小中学校を統合し、義務教育学校を新たに設置するにあたり、多くの検討、対応すべき課題があります。特に、次の点について、十分な検討と説明が必要と考えます。

◆行政における対応
- ・学校統合実行委員会の設置
- ・統合する学校の設置場所の決定
- ・学校統合に関する地域住民等への丁寧な説明と合意形成
- ・学校統合に関する専門部署等の設置
- ・学校施設の整備
- ・通学範囲拡大に伴う、スクールバスの導入等を含めた通学手段の確保
- ・統合により廃校となる学校の跡地活用及び管理方法
- ・教職員の確保と適正配置
- ・給食センターのあり方の検討
- ・学童保育のあり方の検討

◆学校における対応
- ・児童、生徒、保護者、所属職員等への丁寧な説明と合意形成
- ・統合に伴う子どもたちへの心理的ストレス等への対応
- ・PTA 等のあり方の検討
- ・統合に向けた、各学校間の調整

◆地域における対応
- ・統合により廃校となる学校施設等の活用方法の提案
- ・子どもたちとの関わりの継続

5. おわりに

本報告書は、『学校の在り方アンケート報告書』（令和５年度実施）、『町内小学５年生から中学３年生までを対象に実施された出前講座報告書』（令和７年度実施）、『南関町立学校のあり方検討委員会先進地視察研修』（令和７年度実施）を踏まえ、南関町立学校のあり方検討委員会において、南関町の教育の持続可能性と質の向上を両立させるための方向性を示すものです。義務教育学校の設置を核とした教育環境の再構築を通じて、子どもたちが未来社会を力強く生き抜く力を育むことを目指します。

今後、町民・保護者・教育関係者との対話を重ねながら、具体的な整備計画の策定と実現に向けて取り組まれることを期待し、ここに答申いたします。

資料編

南関町立学校のあり方検討委員会

（１）委員名簿　　敬称略

番号	氏　名	所　　属	備　　考
1	谷口　慶志郎	学識経験者（元教育長）	会長
2	大里　耕守	学識経験者（元教育長）	
3	（伊藤　洋治） 堀川　正道	代表区長	（～R7.3.31） R7.4.1～
4	末竹　信雄	代表区長	副会長
5	平井　春男	代表区長	
6	荒木　一行	代表区長	
7	（山口　直樹） 松田　誠	代表区長	（～R7.3.31） R7.4.1～
8	（稗島　寛浩） 大木　慎太郎	第一小学校ＰＴＡ会長	（～R7.3.31） R7.4.1～
9	寺本　武	第二小学校ＰＴＡ会長	
10	（佐々木　慶信） 竹隈　恭平	第三小学校ＰＴＡ会長	（～R7.3.31） R7.4.1～
11	（平嶋　一成） 島田　修伍	第四小学校ＰＴＡ会長	（～R7.3.31） R7.4.1～
12	（庄山　友紀） 宮嵜　敦子	中学校ＰＴＡ会長	（～R7.3.31） R7.4.1～
13	（唐津　智彦） 猿渡　博実	南関第一小学校長	（～R7.3.31） R7.4.1～
14	古川　浩美	南関第二小学校長	
15	村岡　英治	南関第三小学校長	
16	（浜崎　泰史） 平川　尚子	南関第四小学校長	（～R7.3.31） R7.4.1～
17	（平井　一郎） 正川　公一	南関中学校長	（～R7.3.31） R7.4.1～
18	村上　朋子	南関ひまわり幼稚園長	
19	（荒木　亨介） 嶋田　和央	南関ひまわり幼稚園保護者会副会長	（～R7.3.31） R7.4.1～
20	菅原　裕	南関こどもの丘保育園長	
21	菅原　和也	南関こどもの丘保育園保護者会長	
22	久保田　美智子	文化幼児園長	
23	（米田　愛弥子） 竹﨑　修平	文化幼児園保護者会長	（～R7.3.31） R7.4.1～

（２）会議、視察研修経過

◇第１回検討委員会

期日：令和６年１１月１３日（水）１５時００分～
場所：南関町役場　大会議室３
出席：　　名
会議の内容
①辞令交付
②教育長あいさつ
③会長及び副会長の決定
④諮問書手交
⑤検討・協議
・検討委員会の運営について
・子どもたちの教育環境の現状と課題等について
・南関町の学校の在り方に関するアンケート調査結果報告書について
・協議

◇第２回検討委員会

期日：令和７年２月１９日（水）１５時３０分～
場所：南関町役場　議員控室
出席：　　名
会議の内容
①会長あいさつ
②これから求められる資質・能力について
③適正規模・適正配置について
④グループ協議
・第１部会『豊かな心と確かな学力を身に付け、心身ともにたくましい子どもたちの将来像について』
・第２部会『南関町立小学校の適正規模・適正配置について、町の学校教育の特質を生かした小中連携した教育について』
・第３部会『地域における小学校の役割について』

◇第３回検討委員会

期日：令和７年６月１７日（火）１５時３０分～
場所：南関町役場　大会議室３
出席：２６名（うち、委員２１名）
会議の内容
①辞令交付
②会長あいさつ
③検討・協議
・経過報告
・子どもたちの将来像について
・適正規模・適正配置について
・望ましい教育環境検討について

◇先進地視察研修

期日：令和７年９月２４日（水）９時３０分～
場所：八女市教育委員会、八女市立みさき学園
出席：１９名（うち、委員１４名）
会議の内容
①八女市教育委員会
・統合に関する検討開始から統合するまでの教育委員会内での事務処理等の流れについて
・義務教育学校として設置する判断に至った背景と理由について
・保護者や地域住民から寄せられた意見及び懸念への対応について
・スクールバス等の通学支援策の実施内容と課題について
・質疑応答
②八女市立みさき学園
・学校概要説明
・校内見学
・質疑応答

◇第４回検討委員会

期日：令和７年９月２４日（水）１４時３０分～
場所：南関町役場　大会議室３
出席：２３名（うち、委員１８名）
会議の内容
①会長あいさつ
②検討・協議
・経過報告
・視察研修について
・班別討議及び発表

◇第５回検討委員会

期日：令和７年１１月１９日（水）１５時３０分～
場所：南関町役場　大会議室３
出席：２３名（うち、委員１８名）
会議の内容
①会長あいさつ
②検討・協議
・経過報告
・答申内容の検討
・意見交換

◇第６回検討委員会

期日：令和８年２月６日（金）１５時３０分
場所：南関町役場　大会議室３
出席：２２名（うち、委員１８名）
会議の内容
①会長あいさつ
②検討・協議
・経過報告
・答申内容の検討、確認
・意見交換